

○村松委員長 ただいまより総務文教常任委員会を開会する。

当委員会に付託された議案は2件である。審査順序はお手元に配付の審査順表のとおり、行政経営部、こども未来部として進めたいと思うが、御異議はないか。（異議なし）行政経営部所管の議案の審査に入る。

議第42号「焼津市税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○村松委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○青島副委員長 新型コロナウイルス感染症の関連でいろいろできているわけですが、税収入がゼロになるものもあるしというような状況で、いろいろ対応しているわけですが、全体的に、予想される範囲だと思えますけれども、税収入はどれほどに減っていくのかということら辺をどう予想されているか。

○中島課税課長 市税につきましては、大きく市民税、固定資産税、軽自動車税、あとは入湯税、たばこ税とか、あります。

この中で、当初、今年の調定ですけれども、市民税と固定資産税については、例年どおりの調定となって、それは、いわゆる賦課期日の関係で、新型コロナウイルスの影響を受けていない状態の賦課の関係でこうなっております。

ただ、あと、影響を今後受けるであろうというのが、今現在あるのは入湯税で、観光ホテルとかは今休業している状態がありますので、その分、入湯客が減少している傾向があります。その分については大きく影響を受けるのではないかと考えています。

あと、今後、減少が考えられるものとしましては、法人市民税については、まだこれから決算とか、迎える法人とかがありますので、その辺については、今後、どういった減少とか、推移していくのかは今後注目して、市のほうは考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○鈴木委員 それじゃ、何点か伺います。

まず、独り親の関係ですけれども、独り親といっても、配偶者に死別されたり、あるいは離婚した人の独り親、また、もともとから未婚の独り親とか、様々あるんですけれども、事実婚をしていない、そういう独り親はちょっとデリケートな部分ですけれども、そういう場合のこの人は独り親という、そういう判定をするに、何をもってされているのか、伺わせていただきたいと思います。

それから、この独り親の新旧対照表の24条の（2）のところの新しいほうで、旧のほうもあるわけですが、これらのもの前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除くということになっていきますけれども、ということは、結構低所得の方に限定されているのかなというふうに思うんですけれども、大体、現状ですけれども、この条例でうたわれている部分だと、何人ぐらいの方が、この24条の（2）の場合、おいでになるかと

いうのを、もし分かればお教え頂きたいと思います。

それから、さっきの青島委員の質疑とほぼかぶりますがけれども、参考資料の7ページからの固定資産税の部分があります。固定資産税の7ページの第10条以降のところですがけれども、先ほどの御説明ですと、固定資産税を2分の1とかゼロとすることでお説明がありましたけれども、具体的にこうやった場合、この部分でいう影響額というのはどれぐらいになるかということ、それから、参考資料の次ページの8ページの10条の25の部分、令和3年度分に限りゼロとすることになってはいますがけれども、この場合の想定される影響額、それから、次の第15条の軽自動車税の環境性能割の非課税、これが本来でしたら、今年の9月30日までの限定的な部分ですがけれども、明年の3月31日まで延長されるということになって、この場合の影響額はいかほどかということをお教えいただきたいと思います。

以上、何点か、よろしく申し上げます。

- 中島課税課長 まず、法律上の事実婚とかもろもろですがけれども、通常、例えば、内縁の夫婦とか、もろもろ定義が実はある、これは住民基本台帳の処理要項にこの旨が載っているんですけども、主体的に婚姻届を出さないことを選択した場合が事実婚で、そうでない場合が内縁というような形での要項が書かれております。

あと、世帯主との続き柄の関係のところ、夫、妻、（未届け）といったところの人たちに対しては、今回のこの対象からは外れるのではないかなというのは推測をしております。

それから、次の125万円の低所得の人数ですがけれども、うちのほうで把握しているのは、約75人ほど把握しております。

それから、固定資産税関係、軽自動車税関係の特例の部分の影響額についてでございますけれども、今回、固定資産税につきましては、事業収入割合が減った方について2分の1またはゼロというような形でありますけれども、この適用するための申請が実は必要になりまして、申請の受付が令和3年1月31日までに申請してくださいというような形になっておりますので、まだ具体的にどのぐらいの数が見込まれているかについては、まだ今のところ、積算のほうができておりません。

あと、固定資産税のゼロ、生産性向上に関するゼロについてですがけれども、これも同じように、同じ日付までに適用の機械を取得して申告するという形になります。これも同じように1月末までのところになりますので、これについても、今後、このゼロを受けるためには、いわゆる商工部門に設備を入れますよという計画を出して、その承認を受けた事業者が取得した設備についてゼロ、そういう形になります。最初にアクションを起こされる課と連携しながら、どれぐらいの、今後、機械設備が入ってくるだろうというようなところを見込みまして、税収のほうの減少の影響額を考えていきたいなと思っております。

あと、軽自動車税についてですがけれども、当初、9月30日までのものが3月31日までに延びますよという形になります。そうしますと、いわゆる環境性能のいい車を今後たくさん入れられた場合は、その分、軽自動車税については、最初の1年間は軽減措置が受けられる形になっています。現状ベースで見込んだところ、10月1日から3月末まで、大体プラス300台ほどが多分登録されるであろうというふうに、今のところ、推測をし

ております。ただ、その300台がほぼ環境性のいい車になりますので、最初の1年間は軽減がされるというような形になりますので、その分、税収については若干マイナスのベクトルが働くのではないかなとは思っておりますけれども、大体、どの程度の税収の減かというのはまだこれから、来年度の予算を見ながらやっていきたいなど。というのも、軽自動車税は4月1日が賦課期日ですので、今年の課税は既に終わっております。ですから、来年度の軽自動車税の税収の見込みの中でどの程度の影響があるかということに注意深く見守っていきたいなと思っております。

以上でございます。

○鈴木委員 ありがとうございます。

最初の独り親の認定みたいなものなんですけれども、住民基本台帳に載っている続柄で判断されるという、そういうことですかね。教えてください。

それと、あと固定資産税の減免ですとか、そういった部分の影響額はこれからということでも分かりました。

軽自動車税の環境性能割の非課税の延長ですけれども、おおむね300台ぐらいが登録されるであろうという、そういう見込みを持っているということで御解答がありましたけれども、例えば、こういう国の税制改正で市税の関係が減額になる部分について、国でその分を補填してくれるような、そういう制度ってあるんですけど。もしあれば、お教えいただければありがたいなと思います。

以上、2点、お願いします。

○中島課税課長 まず、最初の独り親の関係ですけれども、こっちは人数を把握しているんですけど、これは本人が申告をしていただく形がまず第一になりますので、その分については、そこから審査が入りますので、まずは申告していただくような広報活動は今後続けていきたいなと思っております。

それから、あと国の制度によっていわゆる税が減額されるよという部分についての補填ということなんですけれども、今回、固定資産税関係とか軽自動車税関係の部分ですけれども、減少に見合った幅のいわゆる補填については、国からの補填があるものと聞いております。

○鈴木委員 分かりました。

それじゃ、先ほどの独り親の関係ですけれども、しっかり周知をしていただくようお願いをしておきます。

それから、あと税収の減額分ですけれども、これは今回に限ったことじゃなくて、今までも環境性能割という名前に切り替わった頃から、そういうふうに関の補填ですとか、そういったものがあつたのかどうなのか、素人なもので分からないですけれども、それも含めてお教えいただけますか、軽自動車税の環境性能割の非課税部分。

○中島課税課長 軽自動車税なんかは、通常の陸運局が登録する普通自動車についてもそうなんですけれども、エコカー減税とか言われるものがあつたりします。その旨については、国の制度等はあるんですけれども、自治体のほうに、その分、減額分の補填があつたかということ、それは今まではなかったです。今回の臨時的軽減措置という形で、今まで非課税の期間を10月1日から9月30日までだったのを制度として1年間延ばさせた、この部分についての補填についてはあるものと、総務省のほうからその旨が通知があつ

たという形になります。

○鈴木委員 ありがとうございます。

○石田委員 参考資料の3ページの固定資産税の所有者の所在が分からない、要は、所有者が不明の土地の対策の件なんですけれども、今回、所有者の特定にすごい時間を要するところからこの対策が取られたわけなんですけれども、課税の台帳に登録されていない、実際に今、焼津市で所有者が不明な部分というのはどのくらい、件数、あるでしょうか。

○中島課税課長 現在、所有者の人が死亡して、いわゆる相続人を、例えば、登記簿を取るとか、戸籍を追うとか、家系図を調べながら戸籍を追うとかという形のところをしているものも過去についてはありました。大体40件ほどの人たちが親が焼津市に住んでいて、子どもたちが別のところに住んでいて、親が亡くなっちゃって、それでその旨、相続等もろもろで登記していくという場合、あとその家系図が結構複雑で、相続人を調べなきゃならないというところで、今いろいろ調査をしている件数としては40件ほどが対象となっております。

今後、また高齢化等に伴って増えていくことは、逆に言うと、減ることはない、だんだん増えていくのではないかなとは推測をしております。

○石田委員 ありがとうございます。

○杉田委員 今の関連なんですけど、空き家とか、そういうのは随分減ってきているなど感じはしています。ただ、今、相続の問題で、地方に相続人なんかいたり、あるいは、おじいさんだ、おばあさんだという、そういういない人の名義になっていて、その後、どうなっているか全然分からないというような、そういう相談をほかのところで受けたことがあるんですけど、そういう場合というのは、結局、課税ができないままになっているのか、それとも、分かったときにそれを、相続を放棄するよというふうになった場合、そういう場合、例えば、空き家があったときの、壊すだとか、そういうものの手続というのはどういうふうになるのでしょうか。

○中島課税課長 まだ焼津市ではないんですけれども、戸籍等、調べていっても、なかなか最終的に相続人が全て見終わって確定したという事例はないんですけれども、その場合は、そういった相続人が分からずに税がなかなかかけられない場合は課税は保留させていただいております。ですから、そのままかけられない状態で、今後、見つかった時点でそのなりの処分をしていくという形になると思います。

○杉田委員 処分、相続が確定した場合は、今までに遡って、ずっと課税はこのくらいになりますよということなのか、その処置について教えてください。

○中島課税課長 基本的に、税の賦課は5年ですので、そこを経過する分については、通常の手続を踏むような形になります。

○杉田委員 そういう件も含めて、調査している対象は40件という、そういうことでよろしいですか。

○中島課税課長 はい。

○村松委員長 質疑・意見を打切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第42号「焼津市税条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一

致、原案のとおり可決すべきものと決定

- 村松委員長 以上で行政経営部所管の議案の審査は終了した。
暫時休憩する。

休憩（9：27～9：28）

- 村松委員長 会議を再開する。
こども未来部所管の議案の審査に入る。
議第43号「焼津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。
(当局説明)
- 村松委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
- 安竹委員 県のほうから市のほうに変わったことによって、研修を受ける支援員さんのメリッ的なところを教えていただけませんか。
- 藤野子育て支援課長 まず、都道府県知事、それから、昨年度は政令市の長も実施することが加わりまして、さらに、今回の改正に伴いまして、中核市のほうの長も研修先として実施が加わったことによる研修機会の拡充がされたというメリットがあるというふうに考えております。
以上でございます。
- 安竹委員 研修機会の拡充ということは、分かりやすく言うと、増えたということでしょうか。例えば、県でやるときは年1回とか2回だったのが、市だともうちょっと回数も増やして濃厚な研修を行えると、そういう解釈でよろしいのでしょうか。
- 藤野子育て支援課長 基本的には、今、委員がおっしゃっていただいたように、研修の箇所というんですか、回数といいますか、そういった実施できる箇所が増えたというふうな御理解でいいかなというふうに考えています。
以上でございます。
- 安竹委員 了解です。
- 河合委員 今のは、変わるんじゃなくて増えるということですね。県もやるし、市もやるという。変わるんじゃなくて、そういうことだと。
- 安竹委員 市だけじゃないということですか。
- 河合委員 そう。今までどおりやった上に市も加わるということですかね。そういうことでいいですか。
- 藤野子育て支援課長 はい。そうです。
- 河合委員 指定都市というのが政令指定都市というのは分かるんですけど、中核市というのも、勉強のために、見れば分かるんですけど、調べていないものですから、大体、中核市の条件というか、定義を教えてください。
- 藤野子育て支援課長 中核市の定義は、人口20万以上ということが定められています。県内でいいますと、沼津市さんと富士市さんがその規模に該当しますが、現在の4月1

日時点におきましては、この2市とも、中核市に移行はしていないというふうに認識しています。

以上でございます。

○河合委員　じゃ、焼津市で増えるという、できるということではないんですね。分かりました。ありがとうございます。

○杉田委員　私、平成30年度12月時点でということで子育てのほうから資料を頂いたんですけど、今、学童にいる支援員の方、この支援員の方の人数、定数と人数というのがずっとあったんですけど、実数が頂いたのと、平成30年12月にもらって、私がいろいろ調査したのが1月からその次の3月までだったんですけど、実数が全然違ったんですよ。だから、しょっちゅう入替えというか、支援員、学童の職員の皆さんの入替えというのはかなり激しいのかなという気はしているんですけど、そういうことは子育てのほうで把握しているのか、していないのかということと、今、この中では研修を終了したものでなければ支援員になっちゃいけないんですね。だけど、前のときは、有資格者というのと資格を持っていない方でもということで補助員という形でいると思うんですけど、そのことについて、前は2人のうち1人は支援員じゃなければいけないというのがあったと思うんですけど、それがどういうふうに変わっているか、教えてください。

○藤野子育て支援課長　まず、令和元年度における支援員の数と、それから、補助員も加えた数を御報告させていただきます。

まず、令和元年度の支援員でございますけど、全部で31支援におきまして、支援員の数が72名となっております。補助員も加わりますと、合計で146名ということでございます。

すみません、今、委員のほうから平成30年の実績の数値、手元になかったものですから、その辺の上下関係は分からないものですから、申し上げられなくて申し訳ないんですけど、若干の入れ替わりというか、そういったことはあるのではないかなというふうに考えておりますけど、かなり激しい入れ替わりがあるというふうな認識はしてはございません。

それから、すみません、全て御質疑にお答えできたんでしょうか。

○杉田委員　追加という形ですけど、また今、各学童の31支援でしたっけ、そのところで支援員が何人と具体的なところをまた資料として頂きたいなと思います。

それというのは、必ず全部把握することに当然なっていると思うけど、例えば、3か月おきにチェックするだとか、そういうふうになっているのかどうかということと、当然、条件が満たされなければ運営は当然許されないと思うんだけど、支援員になりたいけどまだなっていないよ、だけど、今、補助員として、研修を受けているんだけどという人は支援員として柔軟的にみなすだとか、そういうことはやっていないということではないですか。

○藤野子育て支援課長　支援員になるためには、基本的には、例えば、保育士さんの資格を有しているだとか、学校の先生の免許を持っていて、かつ、今回の研修を受けていただければ支援員になることができます。ですから、補助員の方であっても、例えば、学童クラブのほうに5年以上お勤めしていただいて、かつ、研修も受講していただければ、補助員の方でも支援員の資格を有することが可能となる場合もございます。

以上でございます。

○杉田委員 県で今まで行ってきた研修というのと、これから中核市でやる研修というのと、内容はまるっきり同じということですか。

○藤野子育て支援課長 今、委員がおっしゃっていただいたとおりでございます。基本的には厚労省の学童の支援の研修の実施要綱、ガイドラインというのがございまして、そのガイドラインの基準に沿って都道府県知事も、それから、昨年加わった政令指定都市の長も、それから、今回の改正に加わった中核市も、研修を行うことが義務づけられておりますので、特にその機関で差が出るということはないというふうに考えているところでございます。

以上です。

○杉田委員 うちうちの話で申し訳ないんですけど、支援員の方の子ども、学童のほうに対する対応の関係で、補助員の方はあれはおかしいんじゃないかというような言動だとか、そういうものが幾つか報告をされているんですけど、そういうものは必ず子ども未来部のほうに報告されて、それを正すときにどんなことを、どういうふうにして対応しているのかということと、支援員という資格、受講したよという、かなり長い時間だと思うんですけど、そういうものを受けても、それは受ければいいというだけになっちゃっていて、定期的なチェックだとか、そういうのは学童任せに多分なると思うんですけど、そういうものの報告というのは受けるようになっていきますか。

○藤野子育て支援課長 毎年度、年度初めになりますけど、各学童クラブのほうから1年間の事業計画というのを頂いております。その中で、市のほうでは確認をさせていただいているというふうでございます。

それから、今、委員のほうから例えば補助員さんのほうから学童の中で、支援員の指導の仕方でいいんだろうかという、そういう御指摘というのを直接補助員さんのほうから通報を受けたというような状況は現実では把握はしておりませんが、例えば、そういった態度の人であったりとか、そういう御指摘を受けた際には、必ず学童のほうにもこういうクレームというものを受けてありますのできちっと対応していただきたい、あるいは、クレームを受けたものですから、クレームに対して処理をしていただきたいということも、この設備、運営に関する条例の中に義務づけられておりますので、適切に行っていただく必要があるというふうに考えています。

それから、また、市のほうも、今、指導体制というのも整備をしております。今後、各学童のほう、学童のほうばかりではなくて各保育施設もそうなんですけど、適切な指導を行っていく、あるいは、監査を行っていくというふうな実施体制を組んでやってまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○渡邊子ども未来部長 補足で。今、課長からの説明がございましたが、放課後児童クラブにつきましては、施設長会議というものを年に一、二回、実施をしております。各施設長が集まりまして意見交換や情報交換、そういったものをしまして、お互いのクラブの状況や市としての放課後児童クラブの運営の問題点ですとか、そういったものを話し合う機会を設けております。そういった面でもだんだんよくなっていくかと思われ、また、去年までは、支援員につきましては支援員が受ける研修を受ける予定という

ことでも支援員としてみなすというようなことになっていたんですが、今年度からは、研修を受けていなければ支援員としては見なさないというような基準に変わっておりますので、そういった面でも、運営に対してかなり、そういった苦情ですとか、そういったものも少なくなってくるのではないかというふうには考えております。

以上でございます。

○村松委員長 杉田委員、確認します。先ほど31施設ある学童保育の資料が欲しいという話をしましたが、これ、どうです。

○杉田委員 後で。

○村松委員長 こっち、委員全員に配付してくれるのか、杉田委員に出すのか、そこだけ確認をお願いします。

○藤野子育て支援課長 委員の皆さん全員に配付をさせていただきたいと考えています。よろしくをお願いします。

○杉田委員 その関連だけど、その資料の中に、以前、頂いた資料の中に、施設の面積、要は、定数がありますよね。各学童によって面積が違うし、受入れの人数も多分違ってくるもので、面積と、それと人数、それとあと何年か前から4年から6年生も一応オーケーにはなっているはずなんですけど、1年から3年と4年から6年生、その人数がどうなっているのか、今、実際の受入れ人数がどうなっているのかを教えていただきたい。それを資料の中に入れていただければと思います。

○藤野子育て支援課長 分かりました。

○村松委員長 それでは、当局の皆さん、よろしく願いをいたします。

質疑・意見を打切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第43号「焼津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○村松委員長 以上でこども未来部所管の議案の審査は終了した。

以上で当委員会に付託されていた議案の審査は終了した。

これで総務文教常任委員会を閉会とする。

閉会(9:47)